

## 道路運送車両法

### 1 . 案内情報

- 手続名 : 指定自動車整備事業の指定  
手続根拠 : 道路運送車両法第94条の2及び指定自動車整備事業規則第1条  
手続対象者 : 自動車分解整備事業者  
提出時期 : 指定自動車整備事業の申請をするとき  
提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、管轄する運輸支局整備課へ提出してください  
手数料 : 有り  
添付書類 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください  
申請書様式 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください  
記載要領・記載例 : 管轄する運輸支局整備課へお問い合わせください

### 2 . 窓口情報

- 提出先 : 管轄する運輸支局整備課  
受付時間 : 運輸支局整備課へお問い合わせください  
相談窓口 : 地方運輸局及び運輸支局整備課